

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学茶道部」と称する。

（目的）

第 2 条 茶道部は、学内に建てられた茶室「工法庵」、及び書院「洞雲亭」を利用して茶道を学ぶことにより、日本文化の真髄である伝統的日本の礼儀作法を身につけ、豊かな精神と感性を養うことを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 中部大学祭における秋の茶会の活動
- (2) 秋の茶会に向けての合宿
- (3) 表千家愛知県青年部総会の出席、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

第 5 条 活動時に関して、次のことを行う。

- (1) 茶道部稽古は原則として毎週水曜日、もしくは臨時として土曜日に行い、活動場所は洞雲亭等、学内施設を借用する。
- (2) 茶道稽古時に部会を行うこととする。
- (3) 茶道稽古は基本的全員参加であるが、やむをえず欠席・早退の場合は、部長又は副部長にその理由を必ず報告すること。
- (4) 部室を使用する場合は、使用時間を守り必ず戸締りを行うこと。

（組織構成）

第 6 条 本団体は、中部大学の学生であり、茶道に関心のある者を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

第 7 条 部員は、本団体に対して次の義務を負う。

- (1) 本部部則の厳守
- (2) 定められた諸分担金の納金
- (3) 部会等の出席

（役員）

第 8 条 本団体には、次の役員を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

- (1) 顧問
- (2) 指導者（一名）

- (3) 部 長（一名）
- (4) 副部長（二名）
- (5) 会 計（二名）
- (6) 書 記（二名）
- (7) 渉 外（二名）
- (8) 広 報（二名）

（顧問・指導者）

第 9 条 茶道部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

第 10 条 指導者は、本部の稽古を指導する者である。

（部長）

第 11 条 部長は、本部を代表して各役員の全業務を統括し、全業務に対して責任を負う。

（副部長）

第 12 条 副部長は、部長の補佐をし、部長が業務に支障がある場合はその業務を代行する。

（会計）

第 13 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 14 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第 15 条 会計は、本部の金銭出納にあたり、帳簿の作成、会計報告等を行い、決算に関する一切の業務を行う。

（書記）

第 16 条 書記は、鍵の開け閉め・道具出し・掃除の当番を決め、全体に連絡し、部活動申請を行う。

（渉外）

第 17 条 渉外は、他大学・卒業生等の外部との連絡や交渉等を行う。

（広報）

第 18 条 広報は、中部大学茶道部の電磁的方法の運営と活動時の投稿を行う。

（会議）

第 19 条 本部は次の会議をおく。

- (1) 部会
- (2) 役員会

(部会)

第20条 当会議は本部最高議決機関とする。

第21条 当会議は部員全員をもって構成する。

第22条 会議の成立は、構成員の三分の二以上の出席を必要とする。

第23条 部会は次の議事を行う。

- (1) 会計報告の承認
- (2) 役員の承認
- (3) 年間活動の決定
- (4) 今後の活動の報告
- (5) 今後の活動の予定
- (6) 今後の活動の決定

(財政)

第24条 本部の財政は次の収入による。

- (1) 部費
- (2) 援助金

第25条 納入した部費は、年度途中に退部しても返金しないものとする

(入部及び退部)

第26条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第27条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第28条 第27条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第29条 規約の変更は、部会の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第30条 茶道部の構成員全てが事故を未然に防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第31条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第13条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第 32 条 規約以外の規則を定めることができる。

附 則

本規約は、1992 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。